

第3号議案

蒲郡市部等設置条例の一部改正について

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和2年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

所管事務分掌の見直しに伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市部等設置条例の一部を改正する条例

蒲郡市部等設置条例（昭和39年蒲郡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 行政改革に関する事項

第3条第3号中「及び行政改革」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。